

ウーマノミクスで経済活性化塾実施業務委託仕様書（企画提案用）

1. 業務名

ウーマノミクスで経済活性化塾実施業務

2. 期 間

契約締結の日から令和4年3月31日（木）まで

3. 事業目的

企業における女性活躍の促進が十分に進まない要因の一つになっている職場における固定的役割分担意識等の無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に気づき、女性も活躍できる職場づくりにつなげるためのオンラインセミナーを県内企業・団体の管理職等を対象に開催することで、県内企業等における取組みの底上げを図る。

4. 業務内容

山形県（しあわせ子育て応援部女性・若者活躍推進課）（以下「県」という。）と業務内容に関する具体的な打合せ協議を行い、「ウーマノミクスで経済活性化塾」を実施するとともにアンコンシャス・バイアスへの理解・気づきを促進する啓発媒体を作成する。

（1）ウーマノミクスで経済活性化塾の実施

①実施期間

令和4年1月から2月までに2回（平日）

②対象者及び開催規模

県内企業等の管理職、人事・労務担当者等

第1回80名程度、第2回50名程度

③開催方法

オンライン ※取材受け入れ可能な配信会場を山形市内に設けること

④内 容

（ア）第1回目

- ・ 固定的役割分担意識等の無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が、女性活躍の促進が十分に進まない要因の一つであることを理解する内容とすること
- ・ アンコンシャス・バイアスのうち、とりわけジェンダー・バイアスについて、体感できるプログラムとするなど、深い理解を促す内容とすること

（イ）第2回目

- ・ グループワーク形式などにより、相互啓発を図りながら、参加者が自組織のジェンダー・バイアスに気づき、改善に向けた行動を促す内容とすること

⑤講師等の選定

以下（ア）及び（イ）の要件を満たす各回の講師又はコーディネーターについて、優先順位を付して3名以内の候補者を提案すること。

- （ア）女性活躍、固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）、人材開発等に深い知見を有していること。
- （イ）過去に女性活躍やアンコンシャス・バイアスに関するセミナーや研修の講師

経験があり、評価が良好であること。

⑥参加料について

参加料は無料とすること。

⑦当日の運営

講師等の派遣に係る手続き、会場設営及び受付等、当日の運営上必要な業務を行うこと。

⑧参加者の確保及び広報

県内企業の管理職、人事・労務担当者等の参加を広く促し、参加者（第1回 65名、第2回 40名以上）を確保すること。より効果的な広報を行うとともに、参加者を確保するため、周知用チラシを作成・発送すること。（作成部数2,000部(A4)、送付先400カ所程度）

(2) アンコンシャス・バイアスへの理解・気づきを促進する啓発媒体の作成

県内企業等におけるアンコンシャス・バイアスについての理解・気づきを促進するため、啓発媒体を作成し、データ提出すること。啓発媒体は、県HP等への掲載、県SNS等での周知及び関連イベント等での配布等を想定しているが、作成にあたっては、以下の点に留意すること。

- ・A4版で2頁以内とすること
- ・アンコンシャス・バイアスへの理解促進を図るため、アンコンシャス・バイアスの基礎知識やチェックリストなどを盛り込むこと
- ・ウーマノミクスで経済活性化塾の実施状況や、受講者の感想などを盛り込むなど、県民・企業の関心を高めるよう工夫すること

5. 事業効果測定等の実施

女性活躍を進めるうえでの参加者が感じている課題や現状、感想等の事業効果、今後の事業実施や展開に希望すること等についての参加者アンケートを実施し、分析等を加えて結果を報告すること。

6. 業務完了報告書の作成

- (1) 委託業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書を作成し、提出すること。
- (2) 業務完了報告書には、参加申込者リスト、実施状況、実施成果、事業効果測定等の結果を含むこと。

7. 受託にあたっての留意事項

- (1) 委託業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 本業務の実行にあたって、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分に留意し、感染拡大防止に努めることとし、新型コロナウイルス感染症に係る疑義が生じた場合には県と受注者双方が協議して、これを処理すること。
- (3) 個人情報の取扱いについては、各種法令遵守を徹底するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (4) 事業実施により得た情報（個人情報を含む）等については、すべて県に帰属するものとする。
- (5) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。

- (6) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (7) 本事業は、「地域女性活躍推進交付金」を活用した事業であるため、当該委託事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して委託事業の収入及び支出を記載し、委託料の使途を明らかにしておくこと。
- (8) 本委託業務の一部を第三者に委託する場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に県に協議し承認を得なければならない。
- (9) 委託事業に係る関係書類は委託事業終了後5年間保存すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、山形県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第10 発注者は、受注者がこの契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。